

2023年9月13日

茶屋町B-2・B-3地区市街地再開発組合
東急不動産株式会社

「茶屋町B-2・B-3地区第一種市街地再開発事業」

市街地再開発組合設立認可のお知らせ

～大阪梅田 茶屋町地区における再開発事業が本格始動～

茶屋町B-2・B-3地区再開発準備組合および東急不動産株式会社（本社：東京都渋谷区、社長：星野 浩明、以下「東急不動産」）は、「茶屋町B-2・B-3地区第一種市街地再開発事業」を推進してまいりました。この度、2023年8月30日に大阪市長より市街地再開発組合の設立認可を受け、本日開催された組合設立総会を経て茶屋町B-2・B-3地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」）が設立されたことをお知らせいたします。

本組合設立総会をもって、東急不動産は本事業に組合員及び参加組合員として参画することとなり、再開発組合による再開発事業が本格始動します。

本事業は、大阪市北区茶屋町にある茶屋町地区地区計画区域内のB-2地区及びB-3地区にて構成される約0.6haの区域を一体的に整備する再開発事業です。地区幹線道路の未整備区間の整備を行い、低・未利用地の有効活用や敷地の共同化を促進するとともに、都市機能の更新・拡充を推進し、業務、商業、文化、交流、宿泊、地域コミュニティ等の導入を図ります。

また、周辺地域との連続性や回遊性に配慮しつつ、にぎわいのある都市空間を形成するとともに、敷地内に十分なオープンスペースを確保し、ゆとりと潤いのある都市空間の形成、回遊性に配慮した安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

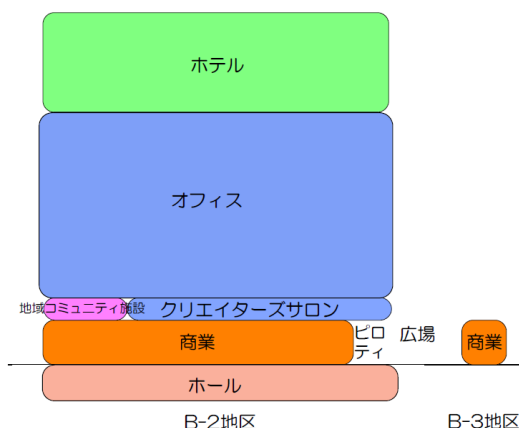
今後は再開発組合と共に2027年度（B-2地区）、2028年度（B-3地区）の開業に向けて、早期の権利変換計画認可、着工の実現を目指し事業を推進してまいります。

茶屋町地区における都市再生の一翼を担うプロジェクトになると共に、魅力あるまちづくりを進めることで、大阪そして日本の活性化を目指してまいります。

〈計画地〉



〈断面図〉



■ 事業計画の概要

事業名称：茶屋町B-2・B-3地区第一種市街地再開発事業
施 行 者：茶屋町B-2・B-3地区市街地再開発組合
施行地区：大阪府大阪市北区茶屋町30番5他
施行面積：約0.6ha
敷地面積：B-2地区 約3,120㎡、B-3地区 約120㎡
延床面積：B-2地区 約30,900㎡、B-3地区 約120㎡
階 数：B-2地区 地上17階 地下1階、B-3地区 地上2階
高 さ：B-2地区 約80m、B-3地区 約8m
用 途：店舗・事務所・宿泊施設等

■ 事業の経緯及び今後のスケジュール

2016年9月	再開発準備組合設立
2022年12月	都市計画決定告示
2023年9月	市街地再開発組合設立
2024年7月	権利変換計画認可（予定）
2024年9月	解体着工（予定） ※B-3地区解体着工：2027年7月（予定）
2028年度	竣工（予定） ※B-2地区竣工：2027年度（予定）